



安全衛生

30

あれこれ

増田労働衛生「ンサルタント事務所
所長 増田 稔久

「ロールボックスパレット」と「テールゲートリフター」

カゴ車の下敷きにさせないために



ロールボックスパレット



テールゲートリフター

「ロールボックスパレット（カゴ車とも呼ばれる。以下「カゴ車」）」と「テールゲートリフター（以下「リフター」）」をご存知でしょうか。前者は、人力運搬道具で運送業や卸・小売業などで広く使用され、スーパー等では、カゴ車がそのまま商品の棚として使われることもあります。後者は

トラック荷台の後部に設けられた荷の昇降装置のことで、地面と荷台の移動には欠かせません。（別掲1）（別掲1・2のイラスト等は厚労省HPから引用）

カゴ車は、荷を高く積んでも荷崩れせず、重量物を積み移動することができる便利な道具ですが、使い方を誤るとその下敷きになつ

たり、足をひかれる、手を挟まるといった労働災害が発生しています。令和2年には全国で約100人が被災し、その約4割が下敷き事故でした。また、被災者の半数が作業経験1年未満でした。カゴ車は自重約50kgで最大使用荷重は500kgが多いのですが、過積載によって重心が高くなり倒れ易くなる実態もあるようです。

リフターでは、昇降板からの作業者の転落、荷の転落による下敷き、昇降板と荷台の間に手足を挟まる等の労働災害が発生しています。また、カゴ車に関する災害の内2割はリフター使用時に起きており、カゴ車の下敷きとなつて死亡する灾害（別掲2）も発生しています。

このため、厚労省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全管理ガイドライン」（平成25年3月25日基発0325第1号）を

もって、総合的な荷役作業の安全対策を示している外、数種のリフレット（別掲3・新作もあり）を公開し具体的な対策の実施を訴えています。また、カゴ車とリフターの作業は、運送の作業者だけでなく、荷主、配送先の作業者が関わるばかりか、店舗の来客等の近くで行われることもあります。

作業に当たつては、直接の作業者や周辺の作業者への安全教育の実施と作業経路、重量制限等を関係者協議の下に、作業計画として準備しておくことが重要だと思いま

します。そして支えられる限度を超え下敷きになるのです。律儀に健気に頑張る作業者を下敷きにしてはいけないと強く思います。

(別掲1)

(別掲2)

死亡事例



トラックから荷の入ったカゴ車（約100kg）を荷下ろしする作業中、荷台からリフターに後ろ向きに移動させたところ、リフターの端部から作業者とカゴ車が落下、下敷きとなった。

（イラストはイメージ）

(別掲3) リーフレット

- 「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル（8つのルール）」（H27.9）
- 「テールゲートリフターを安全に使用するために（6基本&11場面別ルール）」（H30.4）
- 「改良しましよう ロールボックスパレット 3つのポイントを提案します」（R.3.7）
- 「ロールボックスパレット 使う前の5つの基本チェックリスト」「テーブルゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト」（R3.9）